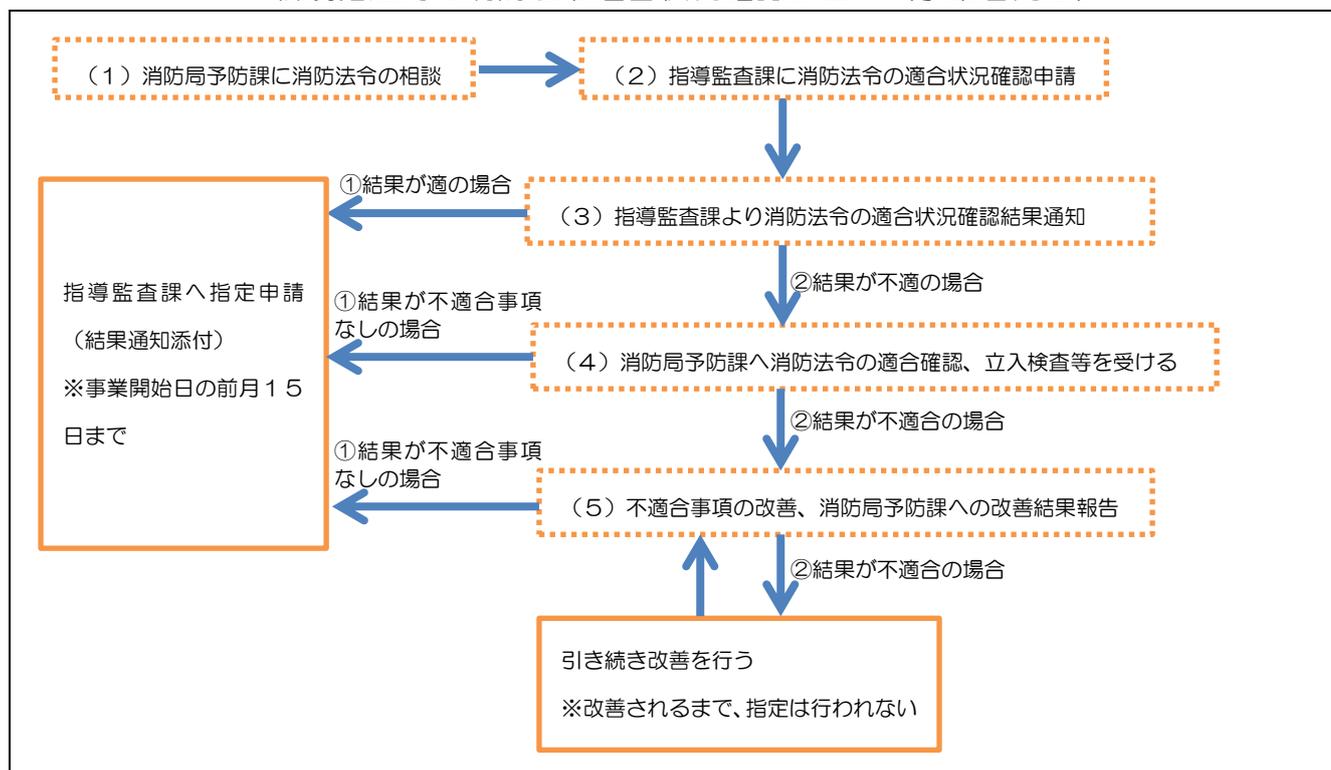


新規指定時の消防法令適合状況確認フロー（事業者向け）



(1) 消防局予防課に消防法令に関する相談に行く。

(2) 指導監査課に消防法令の適合状況確認申請を行う。(事業開始日の前々月の15日までに※法令不適合事項がある場合は、事業開始日の前月の15日(指定申請期日)までに不適合事項の改善が行われている必要があるため、出来るだけ早い日程で消防法令の適合状況確認申請を行うこと)

- ・消防法令適合状況確認申請書、平面図(フロア全体及び居室用途がわかるもの)を提出

※指導監査課が消防局予防課に消防法令適合状況について照会を行い、法令適合状況を確認する。

(3) 指導監査課より消防法令の適合状況確認結果通知を受け取る。

- ①結果が適の場合⇒事業開始日の前月15日までに指導監査課へ指定申請を行う【結果通知添付】
- ②結果が不適の場合⇒(4)へ(不適合事項がある場合は、改善を行う)

(4) 消防局予防課へ消防法令の適合確認へ行き、立入検査等を受ける。

- ①立入検査等の結果が不適合事項なしの場合⇒事業開始日の前月15日までに指導監査課へ指定申請を行う【結果通知添付】
- ②立入検査等の結果が不適合の場合⇒(5)へ

(5) 立入検査等の不適合事項の改善を行い、消防局予防課へ改善結果報告を行う。

- ①改善結果報告の結果が不適合事項なしの場合⇒事業開始日の前月15日までに指導監査課へ指定申請を行う【結果通知添付】(事業開始日の前月15日までに結果通知を指導監査課へ提出できなかった場合は、事業の開始を遅らせる。※15日までに提出した場合は、その翌月、15日を超えた場合はその翌々月が事業開始日となる。)
- ②改善結果報告の結果が不適合の場合⇒引き続き改善を行い、(5)へ※不適合事項が改善されるまで、指定は行われない。